

(参考) 国・独立行政法人会計基準及び注解	地方独立行政法人会計基準及び注解【一般型】改訂(案) (下線部が改訂箇所)
<p>第38 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。</p> <p>2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注32) (注33)</p> <p>3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注34)</p> <p>4 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(以下「平均残存勤務期間」という。)以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</p> <p>5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</p> <p>6 年金資産の額は、厚生年金基金が運用している年金資産を期末における公正な評価額により計算する。</p>	<p>第36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。<u>なお、連結貸借対照表においても同様である。</u></p> <p>2 退職給付債務は、<u>地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。</u>(注30) (注31)</p> <p>3 <u>未認識過去勤務費用</u>とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。<u>未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(以下「平均残存勤務期間」という。)以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</u></p> <p>4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、<u>原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</u></p>

7 複数の事業主により設立された厚生年金基金に加入している場合には、退職給付債務の比率その他合理的な基準により、独立行政法人の負担に属する年金資産等の計算を行うものとする。

8 職員数三百人未満の独立行政法人については、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができる。  
(注35)

<注32> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額

退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

- (1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）
- (2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注33> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。

#### 第129 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有す

5 職員数三百人未満の地方独立行政法人については、退職給付債務の計算に当たっては、期末要支給額によることができる。

<注30> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額

退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

- (1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）
- (2) 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）。なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注31> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。

#### 第119 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、地方独立行政法人の財務情報として、重要

る当該公益法人等をいう。(注92)

2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。

- (1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
- (2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
- (3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
- (4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等

<注92> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

な関係を有する当該公益法人等をいう。(注78)

2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。

- (1) 理事等のうち、地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
- (2) 事業収入に占める地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
- (3) 基本財産の五分の一以上を地方独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
- (4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を地方独立行政法人が負担している公益法人等

<注78> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

国・独立行政法人会計基準及び注解との比較

<p>(参考) 国・独立行政法人会計基準及び注解</p>	<p>地方独立行政法人会計基準及び注解【公営企業型】改訂(案) (下線部が改訂箇所)</p>
<p>第38 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。</p> <p>2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注32) (注33)</p> <p>3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注34)</p> <p>4 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(以下「平均残存勤務期間」という。)以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</p> <p>5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</p> <p>6 年金資産の額は、厚生年金基金が運用している年金資産を期末におけ</p>	<p>第36 退職給付引当金の計上方法</p> <p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。<u>なお、連結貸借対照表においても同様である。</u>(注33)</p> <p>2 退職給付債務は、<u>公営企業型地方独立行政法人の役員及び職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。</u>(注34) (注35)</p> <p>3 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。<u>未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(以下「平均残存勤務期間」という。)以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</u></p> <p>4 未認識数理計算上の差異とは、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、<u>原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。</u></p>

る公正な評価額により計算する。

7 複数の事業主により設立された厚生年金基金に加入している場合においては、退職給付債務の比率その他合理的な基準により、独立行政法人の負担に属する年金資産等の計算を行うものとする。

8 職員数三百人未満の独立行政法人については、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができる。  
(注35)

<注32> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額

退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

(1)退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）

(2)退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注33> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。

#### 第129 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有す

5 職員数三百人未満の公営企業型地方独立行政法人については、退職給付債務の計算に当たっては、期末要支給額によることができる。

<注34> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額

退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

(1)退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「期間定額基準」という。）

(2)退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

<注35> 割引率について

退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。

#### 第124 関連公益法人等の範囲

1 関連公益法人等とは、公営企業型地方独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は公営企業型地方独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、公営企業型地方独立

る当該公益法人等をいう。(注92)

2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。

- (1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
- (2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
- (3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
- (4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政法人が負担している公益法人等

3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。)

4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするができる。

<注92> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。

行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注84)

2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。

- (1) 理事等のうち、公営企業型地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等
- (2) 事業収入に占める公営企業型地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等
- (3) 基本財産の五分の一以上を公営企業型地方独立行政法人が出えんしている一般財団法人、公益財団法人
- (4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を公営企業型地方独立行政法人が負担している公益法人等

3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。

4 公営企業型地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が公営企業型地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとすることができる。

<注84> 公益法人等の範囲について

公益法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含まれる。